

税制優遇制度の創設・拡充について

送信枚数 本紙含み 2 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成23年度の「税制改正法」が6月30日に公布・施行されました。厳しい経済環境下での雇用を促進する為、雇用増に取り組む企業の税負担を軽減する「雇用促進税制」等3つの税制優遇制度が創設・拡充されました。

① 法人税等の税額控除が受けられる「雇用促進税制」が創設されました

…前年より従業員を一定以上増やすなどの要件を満たした事業主が、法人税（個人事業は所得税）の税額控除の適用を受けられる制度です。控除を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」の提出が必要です。

■ 制度の概要

- ☑ **平成23年4月1日 から平成26年3月31日 までの期間内**(注1)に始まる事業年度(適用年度)において、**雇用保険の一般被保険者を5人以上(中小企業は2人以上)増加し、かつ雇用増加割合**(注2)**が10%以上**などの要件を満たす企業は、**雇用増加数一人当たり20万円**(注3)の税額控除が受けられます。

※(注1) 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年
 ※(注2) 雇用増加割合 = 適用年度の雇用者増加数 ÷ 前事業年度末日の雇用者総数
 ※(注3) 当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度になります

■ 対象となる事業主の要件

- ☑ 青色申告を提出する事業主であること
- ☑ 適用年度と、その前の事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
 …雇用保険資格喪失の原因において、「3 事業主の都合による離職」にあたるものをいいます。
- ☑ 適用年度に雇用保険の一般被保険者の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ10%以上増加させていること
 …中小企業とは、資本金1億円以下または資本もしくは出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下のものを指します。
- ☑ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額以上であること
 …「給与等」とは、労働者に支給する賃金であって、役員やその親族に対して支給するものを除きます。式に表すと以下ようになりますが、この要件の主旨を簡単に要約すると、ただ従業員数が増加しただけではなく、給与の支払い額についても「増加した従業員割合の30%以上」は増加していることが必要である、ということです。

$$\text{適用年度の給与等支給額} \geq \text{前期の給与等の支給額} + \text{前期の給与等の支給額} \times \text{雇用増加割合} \times 30\%$$

- ☑ 風俗営業等を営む事業主ではないこと

- ・小規模企業共済（事業主の引退後の生活資金の積み立て制度）
- ・中小企業退職金共済（外部積み立て型の退職金制度）
- ・経営セーフティ共済（倒産防止共済）（連鎖倒産防止の為の資金の貸付け）

各種共済制度の
お問い合わせ・お申し込みは、
労務協会担当者まで！

■ 事務手続きの流れ

1. 事業年度開始後2カ月以内(注1)に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成の上、ハローワークへ提出して確認を受け、受付印を押印した計画の返却を受けます。
2. 事業年度終了後2カ月以内(個人事業主については3月15日まで)に、ハローワークまたは労働局で、受付印のある雇用促進計画を提出の上、達成状況の確認を受けます。確認には約2週間(4～5月の繁忙期は約1ヶ月)程度の日数を要しますので、確定申告期限に間に合うよう注意が必要です。
3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告します。

※(注1) 平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度が開始する事業所は、特例措置として平成23年10月31日まで受け付け可能です。

② 子育てサポート企業に対する税制優遇制度が創設されました

…次世代育成支援対策推進法の認定を受け、次世代認定マーク「くるみん」を取得した事業主は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から、認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築した建物等について、その事業年度において普通償却限度額の32%の割増償却ができます。

一般事業主行動計画とは

…次世代育成支援対策推進法という法律により、従業員101人以上の企業に作成・届出・公表周知が義務付けられている、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や労働条件の改善などを目標計画として定めるものです。

この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした企業が申請を行う事により、「子育てサポート企業」として認定を受けることができます。その認定を受けた企業は、次世代認定マーク(くるみん)を広告、商品等に表示することができます。

③ 障害者を多数雇用する企業に対する税制優遇制度が拡充されました

…障害者を多数雇用する事業所で、以下の要件を満たす事業主が減価償却を行う際、その事業年度またはその前5年以内に開始した各事業年度に取得・製作・建設した機械装置、工場用建物及びその付属設備、並びに一定の車両運搬具について、普通償却限度額の24% (工場用建物及びその付属設備は32%) の割増償却ができます。

対象となる事業主の要件

- ☑ 青色申告を提出する事業主であること
- ☑ 平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、以下のいずれかの要件を満たす事業主であること (個人事業主は平成26年12月31日まで)
 - ① 従業員数に占める障害者数の割合が50%以上
 - ② 雇用している障害者数が20人以上であり、かつ従業員数に占める障害者数の割合が25%以上
 - ③ 法定雇用率1.8%を達成している事業主で、基準雇用障害者数が20人以上であり、かつ基準雇用障害者数に占める重度障害者数の割合が50%以上

それぞれの制度には、ここに記載した以外にも申請要件などがあります。詳細は国税庁や厚生労働省のホームページ等でもご確認頂けます。実際に手続きをお考えの事業所は、労務協会各担当者までご一報下さい。